

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)午
前十一時十五分開会

委員の異動

十二月十九日委員菊川孝夫君辞任につ
き、その補欠として三輪貞治君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川甚五郎君
小林 政夫君
杉山 昌作君
松永 義雄君

政府委員

大蔵省主計
局法規課長 白石 正雄君
大蔵省主税局長 平田敬一郎君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局 泉 美之松君
税制第一課長 房会課長 羽柴 忠雄君
国務院課長

本日の會議に付した事件
○租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣送付)

○國際連合の決議に基く民生事業のた
め必要な物品の無償譲渡に関する法
律案(内閣送付)

○昭和二十八年分所得税の臨時特例等
に関する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○理事(大矢半次郎君) これから第十
三回大蔵委員会を開会いたします。
租税特別措置法の一部を改正する法
律案及び國際連合の決議に基く民生事
業のため必要な物品の無償譲渡に関す
る法律案、右二案を一括して議題とい
たしまして、提案理由の説明を聴取い
たします。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今議題
となりました租税特別措置法の一部を
改正する法律案は、一法律案につきま
して、その提案の理由を説明申上げま
す。

本法律案の要を申上げますと、先
ず、日本經濟の健全な發展に資する外
國技術の使用料につきましては、従来
所得税の源泉徴収を本年末まで行わな
いこととしていたものでありますが、そ
のうち本年末までに締結された契約に
基くものにつきましては、更に、本邦
と当該技術を提供している國との間に
租税の二重課税防止のための条約の効
力が生ずることとなる日から六カ月を
経過する日まで、源泉徴収を延期する
こととしていたのであります。

次に戦前発行された外貨債につきま
しては、近くその利払を開始すること
となつたのでありますが、これらの外
貨債の利子については、外貨債處理の

円滑を期する等のため、本邦と当該外
貨債の利子の支払地國との間に租税の
二重課税防止のための条約の効力が生
ずることとなる日から六カ月を経過す
る日まで所得税の課税を行わないこと
としていたのであります。

最後に、金融機關が他の金融機關か
ら受ける合同運用信託の利益につきま
しては、その性質に鑑み、預金の利子
と同様に扱つて所得税を課税しないこ
ととしていたのであります。

この法案は、政府が、國際連合の人
道的事業に協力するため、國際連合の
決議に基いて設けられた公的機關が國
際連合の決議に基いて実施する民生事
業のため必要な物品を、当該機關に対
し無償で譲渡することができるとこと
しようとするものであります。御承知
の通り財政法第九條におきましては、
國の財産を無償で譲渡する場合に、
法律に基くことを要することとなつて
おりますので、この法律案を提出いた
しました次第であります。

なお、今回無償で譲渡しようとする
ものは、國際連合の決議に基く公的機
關が國際連合の決議に基いて行う朝鮮
における難民救済事業、東南アジアに
おける児童福祉事業及び防疫事業等の
民生事業に使用される医薬品、医療器
具、綿布、下着等の物品が予定されて
おるのであります。これらについて
は、目下御審議を願つております昭和

二十七年度一般會計補正予算に所要の
金額が計上せられておるのであります。
以上が二法律案の提案の理由でござ
います。何とぞ御審議の上速かに御賛
成あらんことをお願い申し上げます。

○理事(大矢半次郎君) 次に先ず租税
特別措置法の一部を改正する法律案に
つきまして、内容の説明を聴取いたし
ます。

○政府委員(平田敬一郎君) この法律
案は極めて簡単でございますので、
多く敷衍して御説明申上げる必要はな
いかと思ひますが、ただ前提としてお
わかり願ひますために、若干のことを
御説明申上げておきたいと思ひます。

実は従来は日本の所得税法の建前か
らいたしまして、日本において生じ
た所得に對し必ずしも全部課税する
という建前になつておりませんで、例
えだ外國技術の使用料等のごときも外國
に住んでゐる人が日本から受取る場合
におきましては何ら課税を受けていな
い、それから外貨の利子につきまして
もその利子が外國において支払われま
す場合におきましては、日本の所得税
法の課税を受けていなかったものでござ
います。併しながらこのような方法は
最近の諸國の立法例から見ますとどう
も適當でないというので実は本年四月
から所得税法を改正いたしました日本
において生じた所得に對しましては日
本側で課税すると、その代りお互ひに
二重課税になる分につきましては条約
を結びまして排除するような措置をと
ろう、こういう方針を打立てまして所

得税法の実施をいたしたわけでござ
います。
ただそれにつきまして特に本法律案
の内容になつておりますような日本
側としまして非常にむしろこちらから
要請いたしまして技術の導入なり外資
の導入をしたいというような事項につ
きましては、課税するにいたしまして
も特別の軽減措置も講じておるので
ございまして、併しながらなお今の段
階におきましてすぐ課税しますとい
うことは、中に実情に即さないものも
ございまして、ここに書いてあります
ように、二重課税の防止に関する条
約発効の日から六カ月の余裕期間をお
きましてそのあとから日本側で課税す
ることについていたしたい、こういうのが
この最初の二つに関する趣旨でありま
す。アメリカとの關係におきまして
は、すでに日本で支払ひました所得税
等はアメリカの所得税から控除する
という國內法ができておりますので、交
渉次第ではそれに応じた契約の更
改等ができる見込であつたのでござ
います。が、やはり二重課税の防止に
関する条約が効力を発生するまでは、従
来ありました契約等で日本でかつた
税金は日本側で負担するといつたよう
な契約の条項が大分あつたわけでござ
います。が、これらにつきましての変更
の交渉をそれ／＼の会社からいたしま
したところ、今申上げましたように二
重課税防止の条約がはつきりするまで
はなかなか、契約の更改はむずかしい
という向も相當あるようでございます

で、實際から行きましてはやはりこのような措置をとりまことが妥当だと認めまして、今回このような措置をとることについて次第でございませう。

なお外債の利子につきましては、これも今申し上げましたように外国で支払われる場合には課税してはなかつた、従いまして外債の契約の中には免税約款のものが大分あつたわけでございます。今年から所得税法を改正いたしましたために、本来から行きましてその利子の支払われる源はやはり日本の所得から支払われると、こういう意味におきまして所得税法は課税するといふ建前にあつたのでございませうが、これもやはり二重課税の防止に關する条約が締結されて六九月の余裕期間を与へまして、その後におきましてその原則に則つて課税するということにしたほうが適當ではないかという意味におきましてこのような措置をとることにいたしました次第であります。

これはいづれも従来でありますれば、大体課税にならなかつたのが今年から所得税法の建前を変更いたしましたため課税されることになった。併し今ここで直ちに課税するのは、今申し上げましたように従来いきさつ等もあり実情に即さない点もありますので、二重課税防止に關する条約の発効後六カ月だけまで課税を見合せよう、こういう趣旨でございませう。

それから金融機關が他の金融機關から受ける合同運用信託の利益、これは従来は余りこういう例がないというところのなかつたわけでありませうが、最近は大分こういうこともあるというところでございます。やはりこれはインター・バンクの預金と同じように

課税しないというふうにしたほうが、重複課税を避ける意味におきまして適當であるという意味におきまして追加いたすことにいたしました。極めて簡単な改正でございませう。

以上租税特別措置法の改正法律案につきまして若干敷衍しまして御説明申し上げた次第でございませう。

○理事(大矢半次郎君) 次に國際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に關する法律案につきましてその内容の説明を聴取いたします。

(理事大矢半次郎君退席、委員長着席)

○政府委員(白石正雄君) 國際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に關する法律案につきまして内容の説明を申し上げます。

御承知のように財政法の第九條には「國の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」という規定が設けられておりまして、國の財産は適正な対価なくして譲渡することはできない、こういうことになつておるわけでありませう。本件の場合には或る種の物品を無償で譲渡しようというのでありますので、特に法律を制定する必要があるという理由から本法律案を提案した次第であります。本法律案が規定しております無償譲渡の要件といたしましては、先ず第一に譲渡の相手方が國際連合の決議に基いて設けられた公的機關であることでありませう。國際連合の決議に基いて設けられた公的機關であるといふこと

は、必ずしも國際連合の機關ではないけれども、併し國際連合の決議に基いておるといふことを予定いたしておるわけでありませう。従いまして國際連合そのものの機關である場合もあれば、國際連合の嚴密な意味においては機關とは言えないといふ場合もあるわけでありませう。なお公的機關であるといふことを明らかにしておきまして、外國の私的な機關といふようなものはこの要件に入らないといふことを考えておるわけでありませう。

次は國際連合の決議に基いて実施する民生事業のための物品でなければならぬといふのであります。民生事業と申しますのは、広く人民の福利厚生のための事業でありまして、積極的に福利を増進するといふ事業も又消極的に災難を排除するといふような事業も含んでおるといふ意味において、民生事業と規定しておるわけでありませう。このような条件の下におきましては物品を無償で譲渡することができるといふことが本案の内容であります。別途御審議をお願いいたしております二十七年度の一般会計予算補正におきましては、外務省所管のところで特殊物資取扱費といたしまして千八百萬圓を計上しておるのであります。なお通商産業省の所管のところでやはり特殊物資取扱費といたしまして三千六百萬圓を計上しておるのであります。外務省所管の特殊物資取扱費は昭和二十五年の六月二十七日の安全保障理事會の決議に基きまして國際連合朝鮮市民緊急救済計画といふのができておるのであります。これに對して物資を譲出すといふための経費であります。これは國內におきまして物資を買い

してその物品を朝鮮のほうに送付する、こういう計画になつておるわけでありませう。なお通商産業省の所管に計上になつております三千六百萬圓は、いわゆるユニセフ、國際連合國際児童緊急基金の要請に基きまして、東南アジア諸國の児童福祉施設等の援助に必要な諸物品を購入するに必要な経費であります。差当り本案に基きまして政府が実施しようとする計画しておりますのはこの二点であります。

以上がこの法律案の内容であります。

○松永義雄君 主税局長さんにお伺いしますけれども、日本人でまだ外債を持つておる者があるのですか。

○政府委員(平田教一君) 日本人で持つておると申しますと、いろいろの問題があると思ひますが、外國に在る日本人の場合には相当持つておるものがあるかも知れませんと思つておりますが、國內の場合にはおきまして日本人で持つておる者があるかどうか、その分ちよつとあとで調べてから御報告申し上げたいと思ひます。併し日本國內で支払われる分につきましては免税しないことにしておるのであります。まあ事実としては全部海外で支払われるといふことではございませう。

○松永義雄君 國際連合のことをちよつとお聞きしたいのですが、まああなたに聞くとおきましては筋が違ふかも知れませんが、國際連合によつて日本が自発的にこうした人道主義的な行動に出るといふことは考えられるのですけれども、義務として出さなければならぬといふようなことになるのですか。

○政府委員(白石正雄君) 外務省のは

うから御答弁するのが何だと思ひますが、義務として出さなければならぬといふことはないと考えております。ただ人道的な意味から協力するといふ意味で自発的に出すといふふうには考えております。

○松永義雄君 安全保障理事會の決議で、朝鮮に對する難民救助のために譲出すといふた決議によつて日本がそれに乗つて行くといふことは、何ら關係がないことに乗つて行くといふことにはなりはしないのですか。

○政府委員(白石正雄君) 我が國は未だ國際連合には加盟しておりませんが、立場におきましては協力するといふ立場的な事業には協力をするといふ立場から朝鮮における救済事業にも協力する、こういうことに考えておるわけでありませう。

○松永義雄君 ここに記載してある民生事業のために必要な物品を無償提供するといふことは、この安全保障理事會の決議に基くといふことになるのですか。

○政府委員(白石正雄君) 日本が無償で譲渡することは國際連合の決議に基いてはなないのであります。朝鮮に對する國際連合の決議に基いて、朝鮮における救済事業をやろうといふことが計画されておるわけでありませう。そのために又これは特殊の機關が設けられて、そして一般的な國際連合の事業が遂行されておるわけでありませう。それに対して日本は協力をするといふ立場から物品を無償で譲渡しよう、こういうことをしておるわけでありませう。それで國際連合のほうからは日本に對しても協力してもらいたい、こういう要

すからさよう御了解を願いたいと思ひます。

○委員長(中川以良君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君)　速記を始めて下さい。

○小林政夫君　それでは所得税の臨時特例等に関する法律案、それについて一点質問します。これは前回及び今回の公聴会で井藤平彌先生の主張があつた、配当所得に対する二五％控除を所得税の面と考えるいわゆる逆進税とい

新しく一五%のクラスができるわけですが、そうなつて来ると二五%配当控除を受けるという控除の二五%の恩典に浴さないクラスができる、引き足りないというものができて来る。その点については明かに理論的に考えるに、下のほうに恩典がない、従つて配当課税率は下のほうが重くなるということになるわけですが、それについては主税局長の見解は如何ですか。井藤半彌先生の主張は十分御承知でしょう。

○政務委員(平田敬一郎君) 配当の二割五分控除というのは、現在法人税を配当所得に対する課税と見て控除し、二重課税を避けよう、という趣旨から出ておるわけでございますが、趣旨はそういう趣旨でございますが、これを徹底してやるかどうかという問題に私は帰着すると思うのであります。徹底してやるとしますならば、イギリスにおけるがごとき、本当は取過ぎれば返すといふところまで行けば妥当と考えられますが、併しそこまで行く必要があるか、又行くのがいいのか悪いのかといふことになりまして、これは私は必ずしもすぐ当然そうすべきだといふことにも行かないのじやないか、配当所得のようなものにつきましては、特に若干の課税は低額所得者といへば、特にもいいという面も全然ないわけでもない。理屈をつらぬきますと、これは勿論法人の課税が純粋に個人の課税だと考えると、これは理屈では返さなければ徹底しないと思いますが、そこまで行きますのは今申し上げましたような点から考えましてもどうであらうか。そこまで徹底しなくても丁度いいところではないかと実は考えてお

のでございます。ただこの問題で二重課税の控除の条約を結ぶ際におきましても、実はアメリカが大方議論のあつたところですが、こちらとしては法人税をとにかく所得税と見てひつぱつてゐるので、配当課税についてアメリカ側におきましても特別の控除をしてもらいたいということを向うに言つたわけですが、取過ぎになつた場合に返すという制度がない点を実は向うも指摘しておりました。従つてそこまで徹底してしまふかどうかというのがこれの一つの考え方ですが、今申上げたようにまあ私はそこまで徹底するのは少しどうも理屈に走り過ぎるのじやないかというふうに感ずるわけでありまして、まあその点は今の制度そのままで大体においていいのじやないか、むしろ今度は譲渡所得税をやめずと、理屈から行くと二割五分控除をそのまま残して行くかどうか、これは問題があるのですが、そこまでやりますと、これ又増資等に影響するので、あればやれないという考えでいるのですけれども、いづれにしてもこの問題は相当理論的にも実際にも問題のある点でございしますので、この際割切つてしまふというところまで行くのは実は行過ぎじやないかと考えているのでございます。理屈としては私は確かに傾聴すべきだと思ひます。大前提を認める限り、併し大前提が少し実は問題がある、従ひましてそう徹底的に割切らなくともいいのじやなからうかということも考えられるのでございます。併しこれは相当税の理屈から行きますと問題になる点でありますことは私どもも了承いたしてゐる次第でございます。

○小林政夫君 この質問をするのは大

分私も躊躇したのであります、今、要するに二割五分控除をやめようかという意見があるのですが、むしろ返すことやふへびになるということとで私の主張は二割五分引くことをやめてもらつては困る、更に引取らない分を返してもらいたない、その点はお含みの上御考慮願ひたい。

○松永義雄君 有価証券移転税はどのくらい税率になるのですか。

○政府委員(平田敬二郎君) これはまだ検討中ですが、前回やめましたときは千分の二でございます。併しそれはほんだんく増徴しまして千分の二でやめてあるわけでありますが、千分の二でいいか或いはもう少し低いほうがいいか今検討中でございます。

○松永義雄君 有価証券を買う手数料が非常に高い、という声が強いのですが、そういうものに対してはどういうお考えですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 手数料は確かに前と比べまして高くなつてゐるやうでございます。只今千分の二といひたしまして、手数料に對しましては、手数料の二割乃至一割くらいのものでないかと思ひますが、ずつと以前は千分の二にいたしまして手数料が低かつたくらいではないかと思ひますが、その辺のところがおやひり問題の一つであらうと存じております。利率は手数料との比較なり蔵人の關係、或いは取引に及ぼす影響等を考へまして受当なところをきめて行きたいと考えておる次第であります。

○松永義雄君 最近の兎町におけるセリマン投資というが、事実会社の社員諸君が盛んに株の売買をやつてゐる。そういう人たちに会うと非常に手

数料が高いという声を聞くのですが、
あの手数料を一つ下げるといってお客ま
はないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは理
財局の証券課という所でそういう監督
をやつておるわけでございますが、最
近も、最近といひますかこの一年くら

ないかと思いますが、最近の株価の状況、取引の状況からすると又引下げようかという気運があるやに私も聞いております。併しながらこの点は今ちよつと私最近の情勢をよくわきまえておりませんので、ちよつと責任のあるお答えはできないことは残念であります。が、気運といたしましては下がるという気運に向つておるように実は聞いております次第であります。

○政府委員(平田敬一 同席) 三菱料のほうは直接私どもの所管ではありませんので、松永さんの御意見はよく伝えおきまして、大蔵省で問題にする点は私も同感のところが多いように感じますから、よく研究してみたいと思います。

い場合、これが一体となりますと、個人に課税ならんわけであり。であります。が、実際株主は株を売買する場合におきましては、売るときに手元に残り、買った利益がその株主としてやはり配当を受けたと同じように売買価格で実現してしまふんだ。つまり株柄が高くなるのは社内の利益金を全部分配してしまふ株柄は高くなりつこはない、それを社内に残しておくので株柄が高くなる。従つて株主としては適当なる機会に売りますと、その社内に残つておる利益を事実上分配を受けたと同じ結果になる、これは勿論全部がそうじゃないですが、本筋はそうである。従つて譲渡所得にはやはり課税すべきだ、それで二重課税は賛成しないけれども、一遍はやはり必ずとらなければならぬ。こういう考え方をとりまして、譲渡所得も全額課税を主張をいたしておるわけであり。この点は私も確かに理論的にそういう緊密なつながりがあるのではないかと思うのでござい。譲渡所得税はやつてみました結果なか／＼実際問題として問題がありますと、それから増資の促進というのには特に必要である、こういう点を考慮しましてやめたかどうかというふうに考へておられますのでござい。理論的に考へますと、それをやめるとやはりシャープ氏の考へておる二重課税防止という点が、私どもも実は問題ではあることはこれは事実だと思つておられます。恐らくシャープ博士をして言わしめると、両者は一貫して考へるべきだということをお説されるのじやないかと思ひますが、そのような点が問題として残るのではないかと思ひます。

それから有価証券移転税ですが、これに私もそのような意味において譲渡所得税の課税の問題と理論的な必然的関係はこれはやはり考へるのは無理だらう、ただ併しやはり株を売買した場合に何がしかどこかでもうけておるといふのは事実でござい。全額、全然そういう場合におきまして所得税を課税しないというところは、又かなり不公平な法制度である。そこで売買の場合に若干の課税をいたしますと、結局これはやはりもうけた人にもかかるが、その代り損した人も負担することが出て来るかも知れないが、やはり利益がある場合にその税はどからか払つてゐるということになりますので、実際問題といたしましては或る程度の補いと申しますか、はつくというところは考へられる。ただ併し所得税の理論から申しまして移転税をやれば譲渡所得税はやめていいという理論的な根拠はないと思ひます。併し実際問題といたしまして移転税を起しまして、売買の際に何がしかもうけたものに対して外形的な標準で結局課税をするということになりますので、せめてそれだけやりますれば、譲渡所得税の課税が実情では非常に調査がむずかしい、その結果かえつて不公平になる点もある。それから増資の払込の阻害事項になつておるといふようなことからこの際外すといふことと関連して考へてもいいのじやないかと、こういうくらいに私ども考へておる次第でござい。

○大矢半次郎君 大体今主税局長の言われたのが私の意見に近いのでありますけれども、まだどうも私の考へにびつたり当てはまつてはおりません。それは株式市場の情勢が悪く、売手も買手もすべて欠損続きの場合がやはり継続的に起つて来ることもあるのでござい。ますが、そういう場合でも有価証券移転税を必ず納めなければならぬといふことになりまして、どうしても所得があるといふことを推定して課税をするといふ建前から言へば、有価証券移転税そのものは起すべきではないと考へます。と同時に、今度の今松永さんのお話にありました税率の問題は、一体それは何を基準にして考へるに、か、今度創設する際に何を基準にして千分の一なら一、三なら三という税率をお考へになるかといふことを一つ伺つておきたい。

○政府委員(平田敬一郎君) これはなか／＼むずかしい問題ですが、まあ私も幸いに移転税を相当、十年ばかり実施いたしまして既定の事実がもうあるわけにござい。これは一つの重要な参考資料になると思ひます、実際問題としまして、それでやめるときは税率は千分の二である。それが併し今度は高いか低いか、適当かどうかはよく検討しなくちやならぬ問題でござい。ますが、一つは現実に売買しておる場合におきまして売買手数料をさつておる話の出ました売主、買主も払つておられますが、これに比べてどの程度までなら負担力があるかといふ得るか、これも一つの問題だらうと思ひます。それから余り高いと有価証券の移転を阻害する、そういう点から考へてどの程度にすべきか、これはいろいろ要素から見まして結局適当なものをきめるといふよりはかなひものと思ひますのでござい。ますが、幸いにしまして前に実施しておりました大体長くやつておりました例もござい。ますので、そういう点をよく考慮に入れまして適当な税率をきめるようにいたしたいと考へておる次第でござい。

○小林政夫君 その問題以外でもいいですね。

○委員(中川以重君) どうぞ。

○小林政夫君 先ほど提案された租税特別措置法について質疑をいたします。先ず第一に、二重課税防止のため条約の交渉が今どうなつておるかといふことを一通りの御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(平田敬一郎君) 今交渉いたしておりますのは、経済関係の一番深いアメリカ合衆国との間に実は予備交渉をいたしておりまして、本年の一月にアメリカで先ず基本的なところにつきまして大体予備的な話を取りまとめまして、更に今年の九月必要な人員を派遣しまして細目等につきまして大體予備交渉を終了いたしました。ただ問題が、二重課税防止については、今申し上げました配当控除に関連して、日本側としては外資導入を促進するため、アメリカにおる人が日本法人から配当を受ける際に、それを向うで課税される際に、日本と同じように二割五分みたいな控除を認めてくれ、こういう実は要望をいたしておるのでござい。ところがアメリカの税法によりまして、二重課税をやつておるのでござい。シャープ勸告みたいなことになつていないのです。法人は法人で課税しておきます。配当を受ければ配当を受けたなりでそのまま全額課税になつておる。これはルーゾヴェルト大統領になつてから以後ですが、そこで向うの国内法と日本の法律が違ひますので、簡単に日本の要請を認めますとどうもちよつと困るといつたような実情がありまして、その辺が少し問題になつておりますので向うも最終態度を留保しております。それと後若干細かい問題でござい。ますが、そういう点につきまして最終的な返事を向うからもらひ、こつちからも出しますと草案が完結という段階になつております。できれば本年内にでも返事をもらひまして、この次の国会には条約案として提出して御審議を煩わしたいと思つておるのでござい。ますが、ただアメリカは大統領が変わります関係で、やはり政府機関に相当な人の異動がありそうでござい。まして、そういう点もござい。ますので、まだ調印が済んでおらない原形でござい。ますから、その引継ぎその他の関係で果して一月の初め頃までうまう行くかどうか、若干は懸念を持っております。併し大體向うも専門家が十何人も一緒にになりまして連日会議を開いて大體まとめたものでござい。ますから、先ず首脳部が変わりまして動きはあるまいと思つております。その辺の系統上の関係と関連しまして若干遅れるかも知れませんが、併し私どもとしましてはこの次の国会には是非ともアメリカとの間においては早く成立を見るように持つて行きたい。その他の国におきましては私どもアメリカに派遣いたしました皆をヨーロッパの各国にそれぞれ予備的な話をしたのであります。私も昨年行きましたときに担当官だけにはよく会いましてよろしく頼むといふことを言つておきました。平和条約が発効して必要があるといふのであればいつでも話に應ずることになつてい

ギリスは比較的早く日本側で要望するなら交渉を始めてもいいということでありますが、その他の国におきましてはまだ簡単にすぐ始めたいといふところまで至っておりません。併しスイスとかドイツの辺とはいへ、関係も深いので、できれば早く結ぶように持つて行きたい。併しこういう話はないか、条約を一通きめるとあと動かしがたいものでありますから相手方も慎重でございまして、いつ取りまどめができるか簡単に申上げにくいのであります。アメリカは十何カ国と条約を結んでおりますし、イギリス、スイス、フランス、ドイツ等もそれぞれ相当の多数の国と条約をすでに結んでおりますので、まあ私は相手国さえ應ずるといふ準備ができますれば遠からずおい／＼と結ぶことが出来るのじやないかと考えておりますが、まあできるだけそのような考え方で促進を図つて参りたいというふうに考えております。

○小林政夫君 今度の改正で非常にすつきりしたわけで、二重課税防止のため条約ができてから六カ月目まで免税するといふわけですから、技術導入にはそう支障はないと思ひます。よくなつたと思つております。今お話のこの適用を受ける対象になる技術導入、これはまああとで資料で結構ですが出てきて頂きたい。それから特に今承つておきたいのは、該当する相手方は現在の段階においてはどこどこであるかといふことをこの席で伺つておいてあつた資料で頂きたい。

○説明員(泉美之松君) 現在我が国の法人が外国の工業所有権その他で技術援助契約をいたしておりますのは百八十四件ございまして、該当法人数といつたしましては百七十一社ということになつております。それからその相手国別に申上げますと、今申上げました百八十四件のうち米国が百三十八件で圧倒的多数を占めております。そのほかスイスが二十一件、スエーデンが九件、ドイツが六件、フランスが五件、カナダが二件、英国が一件、イタリアが一件、デンマークが一件、合計百八十四件ということになつております。

○小林政夫君 それから技術導入について差支えないと申しましたが、今のうちに相当国がたなくさん、九カ国です。そのうち今のようないく番暫くは米国の交渉すらなく、交渉を開始以來今日まで締結に至らないのに九カ国やるといふとなか／＼ばねですが、それに本年末までに締結された契約に基くものについてということでは一応既得権みたいなことになつていてわけですね。この本年末以降においてまだ二重課税防止の条約の締結はされておらないところから技術導入の必要があると思つておられます。そのときには平田さんに言わせるとそれを腹において交渉しろと、こういうことなんではないけれども、現実は今までのものがそういう免税の取扱を受けておるといふことであれば、故意に解すると相手方では二重課税防止の条約の締結をしつて而もこちらの弱身につけ込んでやつて来るといふこともあるので、特に本年末に締結された契約というようにに既得権みたいな考えられた理由はどこにあるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは前回も申上げましたように、実は最近までに行われなかった契約の中に、今まで日本側で税金がかかつていないか、つた関係上、日本で税がかかる場合は日本の業者の負担にすると、こういう条約が入つていては契約が非常に今までのものが多かつたわけでございます。この条約がなければ問題はなかつたのではないかと思ひますが、こういう条約が多かつた関係上どうもやはり特例を設けるを得なくなつたわけでありまして、而してこれにつきましては条約が発効する前といへども、例えばアメリカ等のときは向うの税から控除するという国内法がございまして、条約の改正を相談してみたらどうかといふことをやつてもらつた。ところがその中に或る程度話ができたところもありまして、条約も結ばないではつきりしないうちは困ると言つて断られてゐる例もありまして、そういうことを考えるのが、これが筋ではないか。将来のものにつきましてはやはり今お話の通り、日本側で税がかかるというところを前提にして向うで話してもいいとして、それでそれを税は日本側で負担するといふたような、交渉上非常に不利な条件につきましては成るべく入れないやうにやつてもいいです。大体におきまして目的は達成できるのではないかと、こういうふうに考へておられますので、この法律案が成立するまでのものにつきましては特例を設けて、その後の分につきましてはもう交渉次第によつて頂いていいんじやないか、こういう趣旨であります。それで更に特許権につきましても、日本経済の再建に望ましいものにつきましては特に一〇％を下げておる関係もございまして、この程度ならば私どもとしましては今後の分は負担して頂くことになつてもやむを得ないのじやないかと考へております。

○小林政夫君 相当、今恐らくそういう答弁だらうとは思ひましたが、この点は将来又、何して欲しいという問題が起つて来ることを覚悟願ひたいと思ひます。それで今の私のお出し願ひ資料には、願わくば推定される課税所得を書いて頂きたい。国別と通貨別、總計でいいですか。

○説明員(泉美之松君) 国別は必ずかしいですね。通貨別は割合できますが、国別になりますと例えばスイスなんか米ドルで払う場合もありますし、ポンドで払う場合もありますし、それからオープン・アカウントで払う場合もありますので、それはちよつと通貨別ならドルとポンドとオープン・アカウントでわかるのですが……。

○小林政夫君 一つまあ出せるところまで出して頂きたい。

○松永義雄君 来年度の税制改革について伺ひたい。日本の復興状況を見て来ると、戦前の一四三までと況を比べると、戦前の一四三までと日本に生産は復興して来ると、一応日本の資本蓄積というものが形になつて来たといふのであります。ところが大蔵省二十七年年度の国の予算という配分の説明書の中に、一般公務員の實質賃金が戦前に比較して僅かに四八％という数字が出て来ております。如何にも低いので公務員の給与は上げなければならぬという結論になつておるのではありませんか、非常に飛躍してすぐれに税制の一般改革に飛ぶのでおかしいやうですけれども、例えば基礎控除といふたようなもので相当所得が殖えて来ると階級がこれが増して来ると。この間或る会社の考課状に重役

報酬が一千万円というケースが出ておる。そのようにそういう人たちに對して基礎控除をしなければならぬといふことはどうなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 基礎控除、扶養控除は全部の所得者に控除をいたしておるわけでございますが、まあこれは一種の生活費的な要素とまあ所得税の負担をどの程度にするかといふ面を考へましてきめておるわけでございますが、これはやはり全部の所得者に行くのが私は合理的じやないかと思ひます。併しまあ上のほうの所得者になりますと、基礎控除をしたからといつて減る税額というものは僅かでございますが、全体の所得から比べますと、それでも控除はやはり全所得者に対して控除するのが適當ではないかと私は考へておる次第であります。

○松永義雄君 昔は免税点といふものが附せられておつたのですが、そろそろそういうことに振替へて行く時期が来たのじやないか。先ほどここで話をしておつたのですが、百姓に對して税金が非常に軽くなつた。一口で言つて、負担の軽減といふことになるやうですけれども、逆に米価が安過ぎるということも言われぬのではなかつた、この富の程度がだん／＼だん／＼違つて来る傾向、差が激しくなるといふ傾向になつておるのです。だからそういういつた生活の樂になるやうな所得のある人は、生活といふことを考へる必要はないではないか。他方今申上げたやうに、四八％の實質賃金で生活して行かなければならぬ。そういう不公平な数字が生れて来ているのではないかと思ひます。むしろこれは免税点を持つて行つたほうがいいのではない

いかというように考えられますが、如何ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 松永さんのお考えはごもつともなところがあると思うのですが、昔は御指摘の通り免税点にいたしまして、扶養家族控除もたしか一万六千円にしておつた。それ以上の人たちにはしないというような行き方をとつておりました。これは私所得税が比較的規模の小さいものである場合は、そういう行き方も一つの行き方だと思つてございまして、今日のように規模が大きくなりまして、所得税でも相当多額の収入を挙げておる、納税者も多い。こういう状況になつてみますと、やつぱりこれは控除をすべきものはやはり全部を控除するし、税率もそれに應じて適当なものとする。戦前最高税率は御承知の通りたしか一〇〇分の四〇くらいでございまして、三六かだつたと思つて、昭和八、九年頃の税率で四百万円を超える所得に対して、今日としてはえらい大所得者でございまして、従つて下のほうは中よりずつと税率が低かつた。従いまして、これを免税点にするか、控除にするかは一つの作り方次第でございまして、而も今日の進んだ所得税は、やはり基礎控除、扶養控除等を全所得者についてやつておりまして、それは税率は税率として、妥当な税率を作るといふふ方をいたしておるような状況もございまして、やつぱり私は所得税の行き方といたしましては、昔に戻るよりは今の行き方のほうがいいのではないかと併しこれは作り方次第であることは勿論御指摘の通りと思つて、それと財政需要がうんと減りますれば、昔の所得税の

ような規模の小さいものにしていいかと思つて、今の状況ではなかなか所得税をそれほど大幅に減らすことはむづかしいのではないかといいことになりまして、いろいろ面倒なことでもせざるを得ないというふうな存じておる次第でございまして。

○松永義雄君 大蔵省のかたには学者が多いので、そのときそのときの税法を立ててそのときそのときの上手な理論を説明されるので、聞くほうではいつも成るほど成るほどと承知しているわけなんです。最近富の差がだん／＼と激しくなつて、御承知の通り、あなたもこの間いらしたから御承知のことだろうと思つて、法人にしても或いは個人にしても、もう少し高率な利得税というか所得税の税率を上げることが必要ではないかというところまで来ているのではないかと、うふうに考へるのですが、どうですか。

税率はそういうふうな考へて行きたいと思つて、それから相続税は御承知の通り最高七〇%課税しておりますが、これもやはり高過ぎるという非難が大部分ございまして、今の一般の税の重いつきに七〇%くらいはやむを得ないのではないかと、これは下げるつもりはございせん。

もう一つ法人について超過利得税を設けたらどうか。これは前回も皆さんの御意見もございまして、私も確かにこれは一つの考へ方だとは思つて、ただ何と申しまして、前回に申しましたように、日本の法人企業が戦後非常に弱体化してまだ本當の力は残はる／＼、やはり出て来ないと思つて、少くも利益があつたからといつて根こそぎ取つてしまふような超過所得税の考へ方をいたしますと、どうも会社を乱費に追ひ込むとか、或いはいろ／＼不自然な結果を生ずる虞れがある。税率からいたしまして、税が高いつつて、結局経理をいい加減にやるといふ弊害があります。そういう点から行きまして面白くない。従いまして、それから資本の蓄積も十分行われていない。何を物指にするかという問題は、超過所得税を起すにしても簡単でないと、この際どうも起さなければならぬという必要もなからうかと実は私も考へております。増税の必要があまりな場合は、これは私は超過所得税に行くよりほかはない。もう四二%の税率は上げることは不適当だと考へますが、その必要も今のところないといひますれば、先ず余り超過所得税をやるということまで行くのはどうである

うかと今のところは実は考へておるような実情でございまして。併しこれはなかつ、今のところ問題である点では十分であるというようには承知いたしております。情勢の変化次第ではそういうふうな考へざるを得ないかと思つて、現在としてはさう考へておる次第であります。

○松永義雄君 会社が資本蓄積々々々々と言つて如何にも尤もらしいことを言つて、そうしていろ／＼現在の税法をとつて法律ができておるわけでありまして、ところが会社の配当が少し余計過ぎると、これは我々の口から出るばかりでなく、相当財界のえらい人たちからも出ておるわけでありまして、会社の資本蓄積というが、利得の配分というものが少しルーズになつて来たような感じがするもので、とにかく今の会社の儲けなんというものは、或る面では非常に不自然な儲けなんです。そういうものを税金でとつて、そうして財政投資のほうへ向けるといつたような考へ方を持つことができないと思つて、こうした儲けておる者から税金を取るといふことのほうがいいやないか。民間会社は相当蓄積をして、別にうらやむわけではないけれども、少過ぎるものがあるやうな感じがするもので、資本の配分というものを適正にしないと、やはり統制的にしないと、日本の復興が進まないやないかと考へますが、その考へはどうですか。

に考へますと、それは無論会社によりまして違ふかも知れませんが、それほど多額の配当額で配当をしておるのとはどうかと言ふと数が少いのではないかと。併し配当率というものは私もこれは高過ぎる、従いましてこれは資本の配分というものはこれはこの際増加する必要があるやないかといふことは痛切に感じておるものでありますが、併しこの点につきましては、いろ／＼御意見のあることだろうと思つて、勿論この点につきましては会社も極力社内留保を多くして、それによつて企業の内部において資本蓄積を計ることは申すまでもないところであります。私どももいたしましては財源の許す限りかような方向に誘導し得るやうな税制措置を講じたい、つまり減価償却をもう少し余計に取れるやうにしたい。そのためには再評価をもう一遍やりますれば、その点の効果が十分出て来るものと思つて、特別償却の範囲を拡げて、いろ／＼な準備金、貸出準備金その他を積立てることができるようになりまして、そういう限度を引上げるのと、そういう措置をとりまして極力企業の内部における資本の維持及び蓄積が可能になるやうな方向に持つて行きたい。それで松永さんの御意見はそれよりもむしろ一歩進んでもつと利益のある所から余計とつて、その資金を今度は有用な国家投資に向けたらどうかということ、更に一歩進んだ御議論でございまして、これは余ほど経済全体について統制を加えて行きますと、そういうことも一つの考へ方でございまして、税だけでありますから税が高くなりますと却つて乱費を誘ひまして要な方面に金が流れて行く

に考へますと、それは無論会社によりまして違ふかも知れませんが、それほど多額の配当額で配当をしておるのとはどうかと言ふと数が少いのではないかと。併し配当率というものは私もこれは高過ぎる、従いましてこれは資本の配分というものはこれはこの際増加する必要があるやないかといふことは痛切に感じておるものでありますが、併しこの点につきましては、いろ／＼御意見のあることだろうと思つて、勿論この点につきましては会社も極力社内留保を多くして、それによつて企業の内部において資本蓄積を計ることは申すまでもないところであります。私どももいたしましては財源の許す限りかような方向に誘導し得るやうな税制措置を講じたい、つまり減価償却をもう少し余計に取れるやうにしたい。そのためには再評価をもう一遍やりますれば、その点の効果が十分出て来るものと思つて、特別償却の範囲を拡げて、いろ／＼な準備金、貸出準備金その他を積立てることができるようになりまして、そういう限度を引上げるのと、そういう措置をとりまして極力企業の内部における資本の維持及び蓄積が可能になるやうな方向に持つて行きたい。それで松永さんの御意見はそれよりもむしろ一歩進んでもつと利益のある所から余計とつて、その資金を今度は有用な国家投資に向けたらどうかということ、更に一歩進んだ御議論でございまして、これは余ほど経済全体について統制を加えて行きますと、そういうことも一つの考へ方でございまして、税だけでありますから税が高くなりますと却つて乱費を誘ひまして要な方面に金が流れて行く

弊害がございますし、今の状況から行きまして果してそこまで行きますことは如何でございますか。なか／＼重要な問題でございますので、私の意見を申し上げてもどうもどうかと思ひますが、まあ今としましては成るべく企業並びに各個人が本当に自発的に貯蓄をふやしまして、それによつて民間の資本が形成されて、それによつて経済の発展を図つて行くという、まあ経済の正常化と申しますが、そういう方向に行きますのが今の時勢としましては適當な処置ではなからうかと思ひますが、まあこの辺になつて来ますとこれは非常に大きな政策の問題でございますので、私お答えする資格はないことは御了承を願ひたいと思ふ次第でございます。

○松永義雄君 この間或る本を読んだんですが、資本蓄積は無産階級の犠牲において行われると、こううことが書いてある。正しく資本蓄積が行われてもそれでもなお且つ勤労階級は犠牲を払うことになるから、そこで先ほど申し上げたように公務員諸君が僅かに四八％ということで相当不公平な面が現れているんじゃないか。そこへもつて来て各会社がルーズな経営方針をとつており、再評価して、そして減価償却をやつて、そこで配当率というものは自然減るといふようなお考えかも知れませんが、それは、あなたのお考えは、金持といふものは幾ら儲けたつて満足しない、しほるだけしほらうといふそういう考え方ですか。それはあなたの御議論は、いつだつて池田大蔵大臣がこれは昔から言つてゐることなんです。だがまあそれはそれとして今はもう相当なところまで行つてい

るのじゃないかという見方もあつて法人なんか超過利得税を取つてやるという方針のほうがいいのじゃないかという感じがするのですが。

○政府委員(平田敬一郎君) 松永さんの御意見はよくわかつておるのでありますが、そうなることは結局大きな政策の問題でございますが、私が申し上げてもどうかと思ふ次第であります。が、ただいつか非常にやかましく言つておられました交際費等の実情でございますが、少し調べてみましたところが大分多さそうでございますが、全般的に調査がそろつておりませんが、相当多額のものがあり使われておるのじゃないかといふような面もあるようでございますので、これは寄附金と類似した枠を設けることができないかといふことを目下検討中でありまして、絶対支出しちやいかなわけじゃなくて、そういうものを寄附で落すことを制限を加えるといつたような税法上の措置ができるかできないか目下検討いたしております。そのことだけを附加えさせて頂きたいと思ひます。

○松永義雄君 僕の言うのは新橋や柳橋で飲んだり食つたりしておることにいつて言つておるのじゃないかと、もつと大きな金が出てゐるといつたようなそういう建前が結局日本を不幸に導くことになるのだと、非常に言い方が抽象的ですけども、大蔵大臣は耐乏生活をしなければいかんと今そんなことを言つておるような状態なんですか。勤労階級とか資本家階級とかいふことを離れてこう見て、こんな調子でやつていたら又同じことを繰返すのじゃないか、日本は、そういう感じがするので、税の改正なんてそういう気持

ちを表現して行かなければ日本というもののはどこに行つてしまふのかといふことになるのではないかと。ただ私の希望だけ申し上げます。気持ちだけ申し上げておきます。私の質問はこれで終ります。

○委員(中川以良君) 皆さんにお諮りいたしますが、本日はこの程度に打ち切つてよろしいと思ひますか。

○委員(中川以良君) それでは明後日は午前十時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

十二月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律

政府は、国際連合の決議に基いて設けられた公的機関が国際連合の決議に基いて実施する民生事業のため必要な物品を、当該機関に対し無償で譲渡することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。